

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

## 千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

当委員会における平成28年中の活動状況は次のとおりでした。

### 不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が、労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

前年からの 繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への 繰越し
	新規申立て	計	命令	却下	和解	取下げ	終結計	
0	4	4	—	—	3	1	4	0

- ・新規申立ての4件を扱い、全て年内に終結しました。
- ・終結した4件の処理日数は、最短で77日、最長216日、平均139日（約4.5月）となり、4件全てが、当委員会が目標とする1年3月以内に終結しました。
- ・終結事由は、和解が3件、申立人による取下げが1件でした。

### 労働争議のあっせん

労働組合と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

前年からの 繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への 繰越し
	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
2	7	9	2	4	2	0	8	1

- ・新規申請7件で、前年からの繰越し2件を含めた9件のうち8件が終結し、1件は繰越しとなりました。
- ・終結した8件の処理日数は、最短で13日、最長108日、平均44.5日でした。
- ・終結状況は、解決が2件、打切りが4件、取下げが2件であり、主な調整事項は、団体交渉の促進や一時金の支給などでした。

### 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

前年からの 繰越し	取扱件数		終結状況					翌年への 繰越し
	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
1	8	9	3	4	2	0	9	0

- ・新規申請8件で、前年からの繰越し1件を含めた9件全て終結しました。
- ・終結した9件の処理日数は、最短で12日、最長で71日、平均37.9日でした。
- ・終結状況は、解決が3件、打切りが4件、取下げが2件であり、主なあっせんを求める事項は、解雇や退職、パワーハラスメントに係るものなどでした。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話043-223-3735

千葉県労働委員会

検索